

昭和二十五年四月十二日提出  
質問第一二七号

交換米の価格に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年四月十二日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

交換米の価格に関する質問主意書

茨城県においては、昭和二十二年より交換米の措置が認められ、七、八、九月の保有米のなくなる時期に、麦と交換に米の還元配給を受けている。

その際の価格は、麦は供出価格、米は消費者価格という不合理な方法で行われている。これについて、県農務部長は、その差額を拂い戻すと説明しているが、農林省の通ち、よう、が来ないという理由でその支拂を延引している。

- 1 現在まで何故にその差額支拂の指示が遅れているのか。
  - 2 政府は、その指示をいつまでに行うか、又支拂はいつになるか。
- 右質問する。